

沖縄政策の今後の推進に当たつての基本的な考え方に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月二日

島尻安伊子

参議院議長 江田五月 殿



## 沖縄政策の今後の推進に当たつての基本的な考え方に関する再質問主意書

本年十一月九日、「沖縄政策の今後の推進に当たつての基本的な考え方に関する質問主意書」を提出し、答弁書（内閣参質一七三第一四号）を同月十七日に受け取つたが、答弁書の内容は誠実さが感じられず、非常に曖昧で具体性に欠け、大変遺憾に思つているところである。

答弁書によれば、「お尋ねの「沖縄政策の決定」の趣旨が必ずしも明らかではない」とのことであり、できるだけわかりやすく再質問するので、明確に答弁されたい。

一 前記答弁書は、沖縄政策の決定は「うるの会」ではなく、あくまでも前原沖縄担当大臣、大島内閣府副大臣を中心とする政務三役であることを明確にしたものと解してよいか。

二 本年十月九日、「うるの会」は、「平成二十三年度内閣府沖縄担当部局予算概算要求・要望見直しについての協議項目」をまとめ、内閣府に要望を行ったと聞いている。この協議項目の中で、沖縄県や関係市町村の考え方と明らかに異なると考えられるものを列举されたい。

三 政務三役会議では、二で答弁した各項目について、概算要求に際して、どのような政治判断を行ったのか。各事業項目毎に要求を行ったか否かを記すとともに、要求をした理由、要求を行わなかった理由につ

いてそれぞれ答弁されたい。

四 「うるの会」が要望事項の実現を図りたいと考えるのであれば、前原大臣、大島副大臣をはじめとする政務三役に直談判するのではなく、まずは沖縄県知事や関係市町村と調整をすることが必要であると考え  
るが、如何か。

右質問する。